

パブリック・サービス研究分科会

講義年月日 2008年12月8日 午後2時45分～4時00分

講演者 加藤好郎氏（慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス事務長）

テーマ 大学図書館における著作権問題：その現状と今後

講義内容

1. 福沢諭吉と著作権

- ・兵庫県新宮町で偽本「学問のすすめ」が3冊発見された
- ・福沢諭吉に宛てた「偽本の出版許可」を求めた手紙も存在する
→「偽版は文化を害する、西洋文明の国々でも著者を保護する法がある」と再三訴えた

2. 著作権

①著作権（人格権）

- ・公表権（18条）＝ 自分の著作物を公表する決定権
- ・氏名表示権（19条）＝ 著作者名の表示や筆名の使用の決定権
- ・同一性保持権（20条）＝ 著作物を他人が勝手に改変できない権利

②著作権（財産権）

- ・複製権（21条）
- ・上演権、演奏権（22条）
- ・公衆送信権（23条）
- ・口述権（24条）
- ・展示権（25条）
- ・上映権、頒布権（26条）
- ・貸与権（26条の2）
- ・翻訳権、翻案権等（27条）

3. 著作権とは

- ・人権（human rights）・・・権利制限＝人権の制限
著作権（copyright）→複製（写）の権利
公正利用（fair use）→保証されたものではない
- ・三世一身の法・・・著作権は、死亡後50年有効

4. 著作権法 31 条とは

○図書館等において、以下の場合著作物を複製することができる

- ・図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつてはその全部）の複製を一人につき一部提供する場合
- ・図書館資料の保存のため必要がある場合
- ・他の図書館等の求めに応じ、絶版その他のこれに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料を提供する場合

○31 条の解釈

- ・次号が出されるまであるいは発行後 3 ヶ月が経過するまでは複製不可
- ・同一の著作物を対象とする同一利用者の請求は 6 ヶ月に 1 回限り複製可
- ・稀こう本のコピーの作成、欠損ページの補充、破損・汚損が著しい資料の複製可
- ・出版社からバックナンバーとしても入手不可能な定期刊行物の複製可

○31 条に該当しない複写

- ・図書館等の施設以外で行う委託複写
- ・コイン式複写機等による複写
(図書館の管理下にあるなど、一部条件に当てはまるものは除く)
- ・図書館資料でない出版物
- ・来館者以外の者に提供する複写
- ・観賞用・娯楽用および営利目的のため
- ・未公表著作物の複写

5. 大学図書館における文献複写に関する実務要項

- ・複写が著作権に従っていることの保証
- ・著作権法尊重態度の周知（ポスター、利用手引など）
- ・セルフ式自動コピー機による複製（管理者を決め、誓約書提出等の点検など）

6. 日本複写権センター（J R R C）とは

- ・センターの仕事
 1. 広く著作者から複写等に関する権利行使の委託または事務の委託を受ける
 2. 利用者との間に複写利用許諾契約を締結する
 3. 大学として契約するか、図書館として契約するかの問題
 4. 使用料の分配
- ・契約の種類 —— 個別契約、包括契約（実額方式・定額調査方式・簡易方式）

7. 著作権等管理事業法（2001.10）

- ・今までは仲介業務法（1939年試行）により、管理業務は許可制だった（JASRACのみ認可）

↓

現在は民間企業が文化庁に登録申請するだけで著作権管理事業へ参入可
（現在は27業者登録済み、12社団体業務開始）

8. 日本著作出版管理システム（JCL S 2001）

- ・出版社約300社のうち医学系・自然科学系専門出版社約80社が、一部協議会から離脱して設立 → JCL Sに権利委託
- ・文芸著作権センター（2003.10 設立）
- ・日本写真著作権協会（2003.12 設立）

9. 国公立大学図書館協力委員会著作権問題拡大WG

- ・ポスターによる著作権法尊重態度の周知および広報活動
- ・大学図書館における著作権問題QandAの作成
- ・シンポジウム開催等による大学内外への広報活動および研修

10. アメリカの著作権法と公正利用

- ・図書館間相互貸出の名目で資源共有を目的として、資料のコピーを認めている（108条）
- ・非営利であればあらゆる種類の資料の貸貸および貸出を認可（109条）
- ・教室において全ての著作物の展示と実演を遠隔学習についても認める（110条）
- ・視覚障害者用資料の複製を認めている（121条）
- ・著作権延長法：企業が権利を持つ場合、50年→70年に保護期間を延長
- ・公正使用の法規定
 - 1 当該利用の目的ないし特質
 - 2 著作権がある作品が利用される場合の特徴
 - 3 当該作品が利用される場合の量と実質性
 - 4 原作品の市場もしくは価値に対する当該利用行為の影響

11. 文化審議会著作件分科会（平成14年6月17日）

- ①法制問題小委員会（図書館の著作権はここで審議）
- ②契約・流通小委員会
- ③国際小委員会
- ④著作権教育小委員会

⑤司法救済制度小委員会

12. 著作権保護期間の延長問題を考える国民会議

「著作権問題を考える創作者団体協議会」

- ・ 死後 50 年→70 年への延長要求
(ベルヌ条約での最低保護期間は 50 年なので問題ないが、国際的には 70 年が多い)
- ・ 2004 年日本において映画は公開後 70 年に延長
- ・ 知的財産立国を実現するためには欧米にあわせるべきであると主張
- ・ 自国より保護期間が短い国の著作物は短い国に同調→関係国団体から不満の声

13. 戦時加算問題

戦時加算 = 戦時下での敵国での著作権行使が不可能であったことを前提として、失われた著作物の利益の回復を図る制度のこと

日本の場合：1952 年「サンフランシスコ平和条約」において戦時加算の義務を課せられた。ドイツ・イタリアは課せられていない ← 不平等条約
1941 年 12 月～1952 年 4 月の 10 年間 (50 年+10 年=60 年)

14. 今後について

○解決したこと

- ・ 公衆送信権等の法改正
- ・ 株式会社日本著作権出版権管理システム、有限責任中間法人学術著作権協会、国公私立大学図書館協力委員会とで、「大学図書館協力における資料複製に関する利用許諾契約」を締結→日本複写権センターとも契約 (ファクシミリ送信・インターネット送信可能)

○残された課題

- ・ 実務要項に沿った運営実施と日本複写権センターとの契約
(大学として契約? or 図書館として契約?)
- ・ 利用者 (学生・教員) への著作権遵守の啓蒙活動を効果的に継続実施すること

以 上